



中小企業等経営強化法に基づく 「経営力向上計画」スタート！ ～「経営力向上計画」で稼ぐ力を強化するチャンスです～

経営力向上計画の概要

●経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した事業計画(「経営力向上計画」)を作成します。
計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減(資本金1億円以下の会社等を対象とし、3年間半減)や金融支援等(低利融資、債務保証等)の特例措置を受けることができます。

●認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新等支援機関(主に中央会、商工会議所、商工会、金融機関、士業等)による計画策定の支援を受けられます。

【中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)による支援の流れ】

01

経営力向上計画を
策定

申請書はたった2枚

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。
具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。



認定支援機関などが
サポート

計画策定に際しては、申請の手引きや本計画の概要を以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら



経営強化法 |

検索

計画策定・認定にあたっては支援機関によるサポートを受けられます!

詳しくはこちら



経営革新等支援機関 |

検索

02

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって計画を提出し、認定を受けます。
提出は郵送でも受け付けています。
詳しくはホームページでご確認ください。

03

固定資産税の
軽減措置

3年間、1/2に軽減

利用できる方: 資本金1億円以下の会社、個人事業主など
対象設備: 160万円以上の機械及び装置であること(新品)
要件: 生産性が年平均1%以上向上する設備 など

軽減を受けられる代表的な設備等、税制について詳しく知りたい方はホームページに要件や対象設備、FAQ等を掲載しております。

その他の金融支援

中小企業向け: 信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
中堅企業向け: 独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

